

○鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例

昭和48年3月22日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦に対し医療費の一部を助成することにより疾病の早期発見と治療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「妊産婦」とは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出があった日の属する月の初日（ただし、妊娠の届出があった日の属する月の初日以前についても、明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日）から出産（流産及び死産を含む。以下同じ。）した日の属する月の翌月の末日までの女子をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

5 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

（昭和49条例39・昭和59条例29・昭和62条例9・平成6条例29・平成10条例10・平成11条例27・平成19条例19・一部改正）

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のうち、市

長が交付する妊産婦医療費受給資格者証を有する者とする。

(1) 鹿沼市の区域内に住所を住所を有する妊産婦（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)

(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により鹿沼市が行う国民健康保険の被保険者となる者

(昭和59条例29・昭和62条例9・平成10条例10・平成19条例19・一部改正)

(助成)

第4条 市長は、前条に定める助成対象者が受けた保険給付につき一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成するものとする。

(昭和62条例9・平成7条例13・平成19条例19・一部改正)

(助成の方法)

第5条 前条の助成は、助成対象者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(昭和59条例29・平成10条例10・平成19条例19・一部改正)

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成6条例29・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(平成17条例28・旧附則・一部改正)

(栗野町の編入に伴う経過措置)

2 栗野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、栗野町妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和48年栗野町条例第2号。以下「栗野町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の

行為とみなす。

(平成17条例28・追加)

- 3 編入日前に栗野町条例の規定により交付を受けた妊産婦医療費受給者証は、この条例の相当規定により交付を受けた妊産婦医療費受給資格者証とみなす。

(平成17条例28・追加)

附 則 (昭和49年6月27日条例第39号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月診療分から適用する。

附 則 (昭和59年12月24日条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第2条第2項第4号の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(助成に関する経過措置)

- 3 昭和59年10月1日から昭和60年1月31日までの期間中に改正後の条例第3条に該当することにより妊産婦医療費受給資格者証を有することとなった者(改正前の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第3条に該当する者を除く。)については、昭和59年10月1日に妊産婦医療費受給資格者証を有していた者とみなす。

附 則 (昭和62年3月23日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第3項の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳児医療費助成に関する条例第2条第4項の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市母子家庭医療費助成に関する条例第2条第3項の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月22日条例第13号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第3号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第3号の規定 平成10年1月1日

(2) 第1条の規定による改正後の鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定、第2条の規定による改正後の鹿沼市乳幼児医療費助成に関する条例第2条第3項第4号の規定、第3条の規定による改正後の鹿沼市妊産婦医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定及び第4条の規定による改正後の鹿沼市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条第2項第4号の規定 平成9年4月1日

附 則（平成11年12月21日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第28号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第19号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。